

南島原市ニュース

令和元年9月20日

タイトル 令和元年第2回南島原市議会定例会に
議案を追加提出しました。

令和元年第2回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出
しました。

[配布資料]
議案

担当部署	総務部 総務秘書課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは ☎		検索ワード	
担当者 連絡先			

令和元年第2回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南島原市

令和元年第2回南島原市議会定例会 追加議案

議案第29号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

建 設 部
管 理 課

*ロノ津港再編整備事業に伴う公有水面の埋立てにより、あらたに土地が生じたので、地方自治法の規定により、その土地の確認と編入する字の区域変更について、議会の議決を経ようとするもの。

議案第 29 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

令和元年 9 月 20 日提出

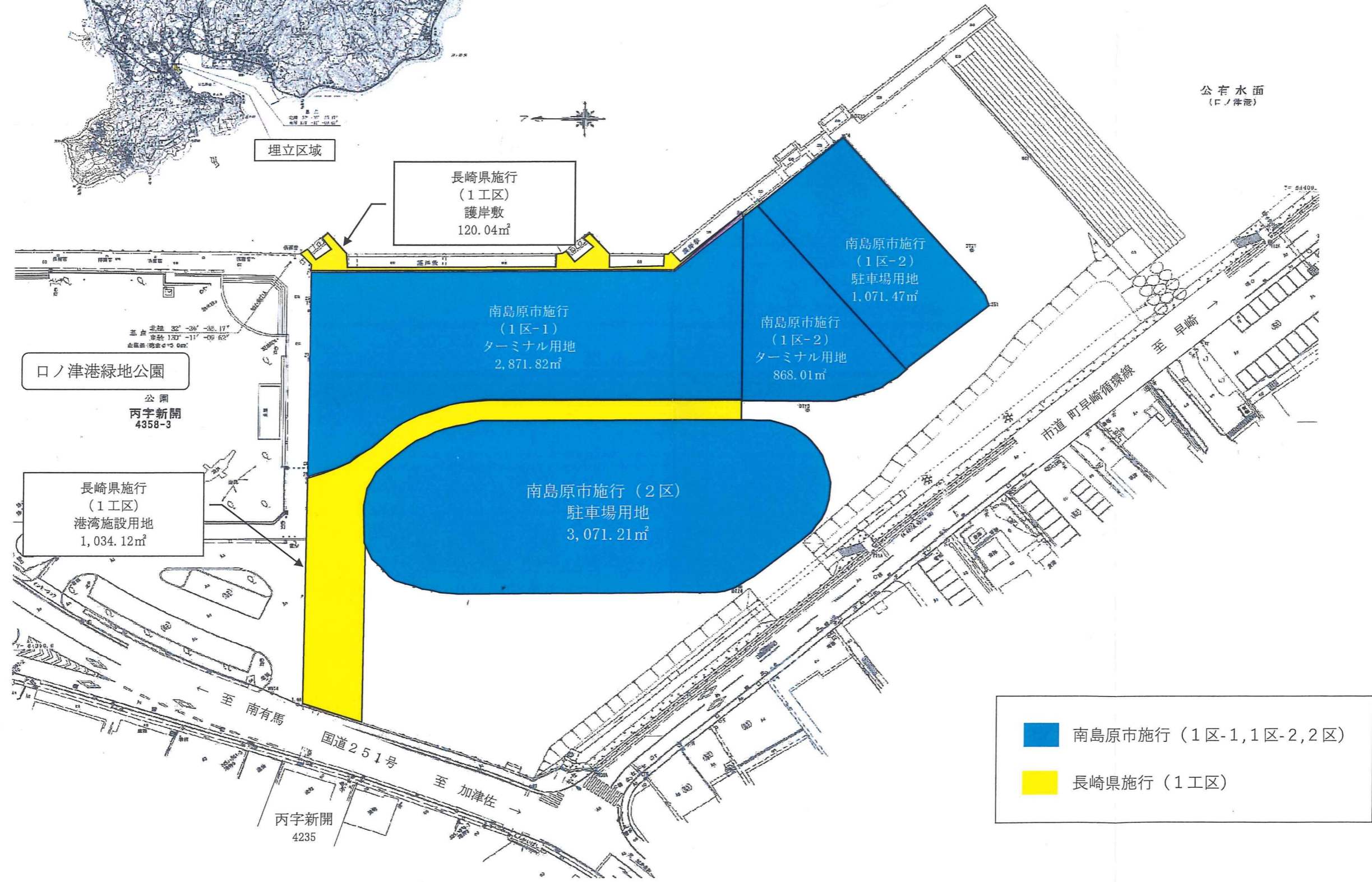
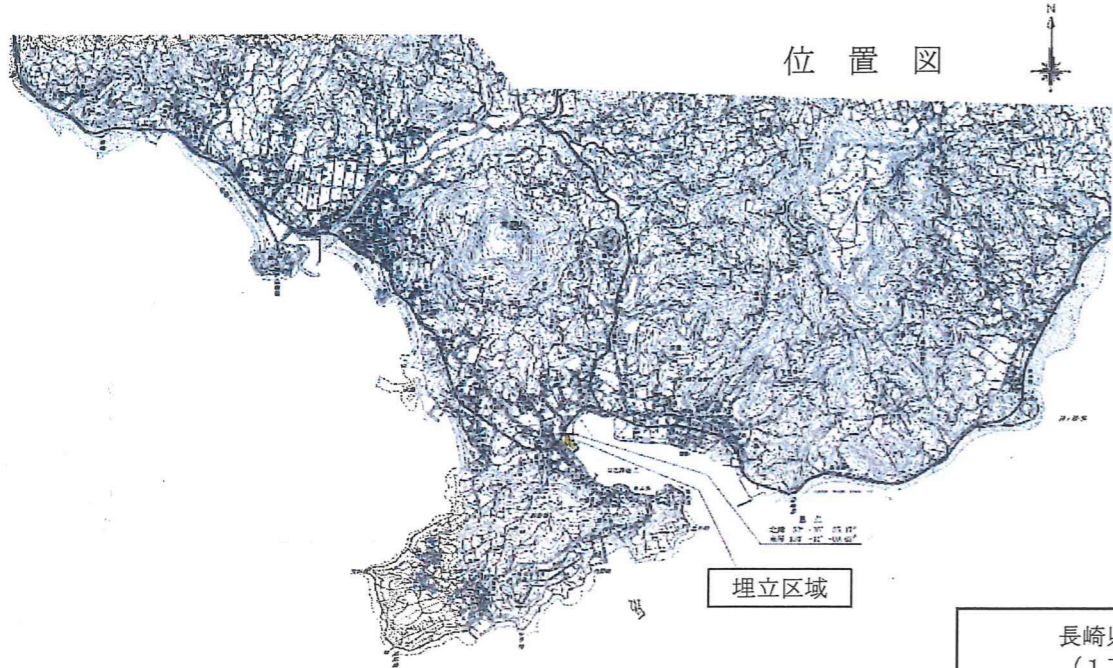
南島原市長 松 本 政 博

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
南島原市口之津町丙字新開 4 3 5 8 の 3 及び 4 2 3 5 に隣接する道路地先	9, 0 3 6. 6 7	字新開

提案理由

口ノ津港再編整備事業に伴う公有水面の埋立てにより、あらたに土地が生じたので、地方自治法の規定により、その土地の確認と編入する字の区域変更について、議会の議決を経る必要があるため。

議案第29号 資料1



	南島原市施行 (1区-1,1区-2,2区)
	長崎県施行 (1工区)

